

藤農発第218-18号
令和 6 年 1 0 月 1 0 日

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

藤岡市長 新井 雅博

市町村名 (市町村コード)	藤岡市 (209)	
地域名 (地域内農業集落名)	平井北部地域 (白石、三ツ木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 5 月 2 4 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

古墳や塚が多い地域のため、土地改良事業の実施が難しい状況である。農地の形状も傾斜があるところでは利用が困難である。対象地区内の農地は畑が多くあり、集積がなかなか進まない状況である。
土地改良事業が進んでいない水田地域は、耕作放棄地が目立ち対策が喫緊である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の施設園芸ハウス（イチゴ、トマト、花卉）については、引き続き現状の担い手での耕作を行う。
養豚、酪農等の畜産経営については、引き続き現状の担い手での営農を行う。
また、農地集積にあたっては中間管理事業事業を積極的に活用し、担い手への農地集積が円滑に進められる体制を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	142.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	142.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者、認定新規就農者、集落営農等の担い手を中心に集積を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
目標地図の実現に向け、中間管理事業を活用し段階的に担い手への集積を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S47～S54 県営竹沼土地改良事業（県） S35～S36 三ツ木土地改良事業（県、市） H2～H4 三ツ木土地改良事業（市）
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手確保のため、新規就農者等多様な経営体を積極的に受け入れる。 また、市、県、農協等が一体となり、新規就農者の安定的な農業経営実現のためのサポートを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①市の有害鳥獣被害対策事業を活用し、防護柵等の設置を進めるほか、被害発生時には藤岡市及び猟友会と連携し駆除等の対応を行う。主な被害鳥獣：アライグマ、タヌキ、ハクビシン、シカ

②露地ナスやイチゴなど野菜栽培では基肥削減や天敵製剤利用による減農薬を推進する。

③ドローンによる小麦赤かび病防除が増えている。